

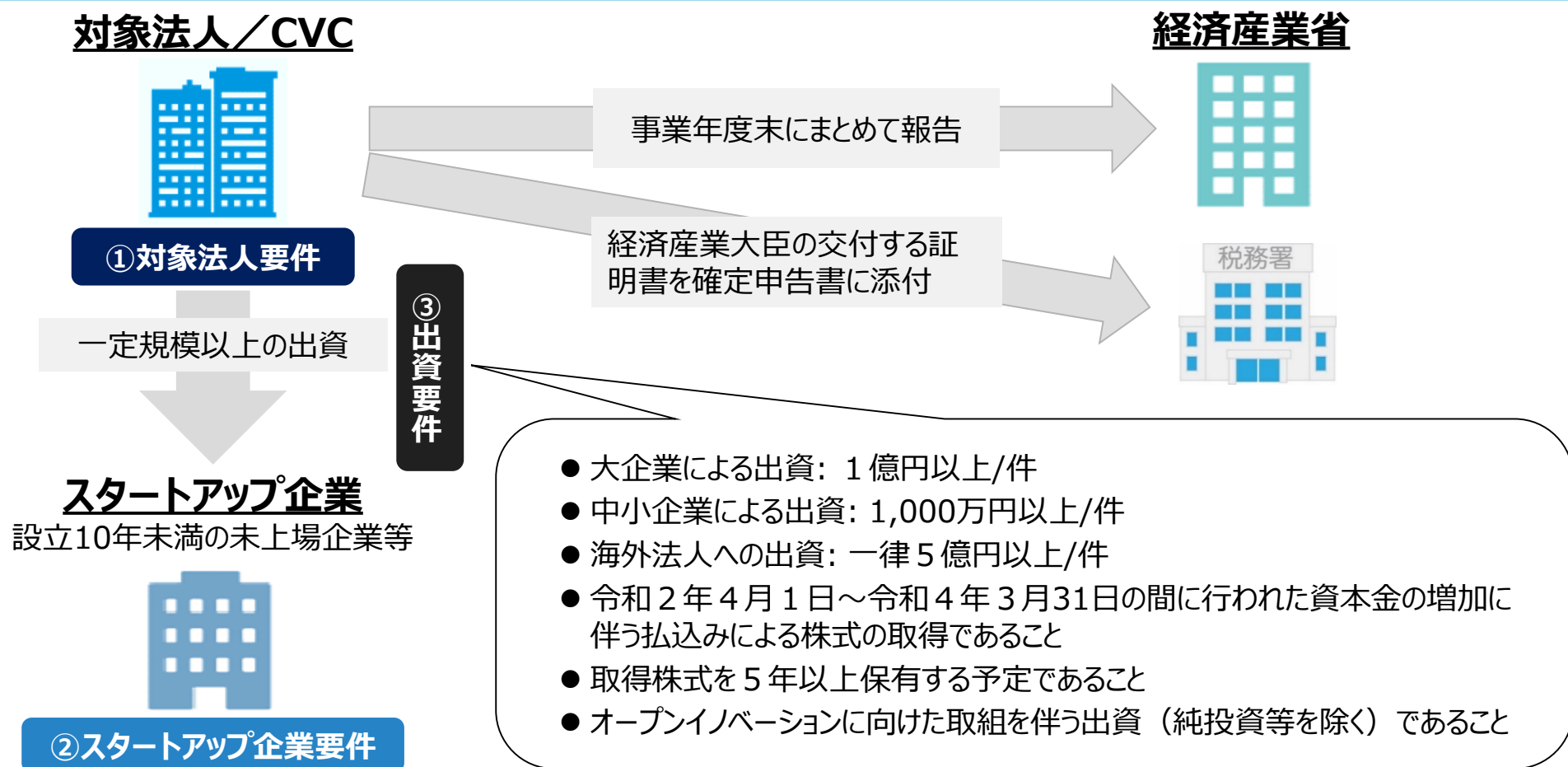
「オープンイノベーション促進税制」について

令和2年6月

経済産業省
経済産業政策局産業創造課

「オープンイノベーション促進税制」の概要

- 株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。
- ただし、5年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分が益金算入されます。



対象法人の要件

①対象法人

- 本税制の対象法人は、以下のいずれにも該当するものとなります。

① **青色申告書を提出**する法人

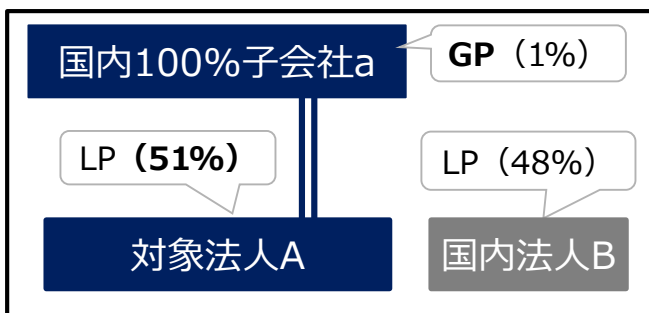
② スタートアップ企業との**オープンイノベーション**を目指す法人

③ **株式会社等**※

※相互会社、中小企業等協同組合、農林中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会

- また、この対象法人が主体となるCVC（対象法人の**出資比率が過半数**を占める、以下の種類のいずれかに該当する投資事業有限責任組合（LPS）または民法上の組合）を経由して出資する場合も対象となります。

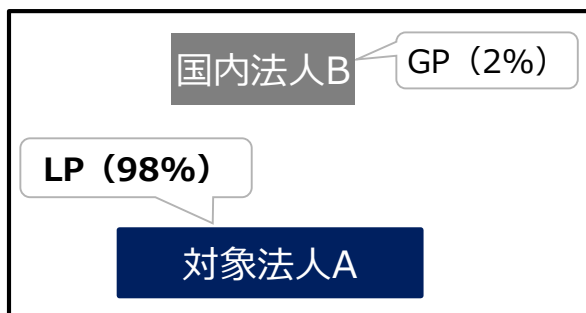
<国内LPS①>



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数

➡ **Aが税制の対象**

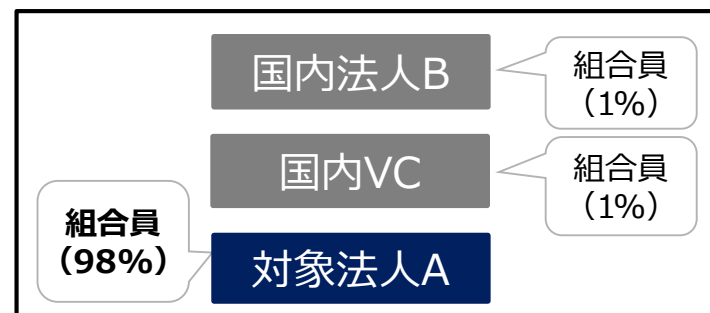
<国内LPS②>



- A社が単独のLP（いわゆる2人組合）
- A社の出資割合が過半数

➡ **Aが税制の対象**

<民法上の組合>



- Aの出資割合が過半数

➡ **Aが税制の対象**

スタートアップ企業（受け手側）要件

②出資を受ける主体

- 本税制において対象法人・CVCの出資対象となるスタートアップ企業は、以下の①から⑨の要件を満たす法人となります。
- また、外国法人であっても、以下の要件を満たす法人に類するものとして認められる場合には、出資を受ける対象となります。

① 株式会社

② 設立10年未満※1

③ 未上場・未登録※2

④ 既に事業を開始している

⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定

⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない

☞なお、法人グループにおける出資割合の算定対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。

⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が3分の1超の株式を有している

☞すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計3分の1超である必要がある。

⑧ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※3を営む会社でない

⑨ 暴力団員等※4が役員又は事業活動を支配する会社でない

<注意点>

※1 会社登記上の設立日を起算日とした出資日（現金の払込み日）までの年数により判定。

※2 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社。

※3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業。

※4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者。

- 本税制では、オープンノベーションに向けて、5年以上の株式の継続保有を見込んで、一定額以上の現金の払込みによりスタートアップ企業の新規発行株式を取得する行為が対象となります。
- 具体的には、以下の5点が要件となります。

- ① 資本金の増加を伴う現金による出資であること
- ② 1件あたり1億円以上の出資であること
※対象法人が中小企業の場合：1,000万円以上
スタートアップ企業が海外法人の場合：一律5億円以上
- ③ オープンノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること
- ④ 取得株式の5年以上の保有を予定していること
- ⑤ 純出資等を目的とする出資ではないこと

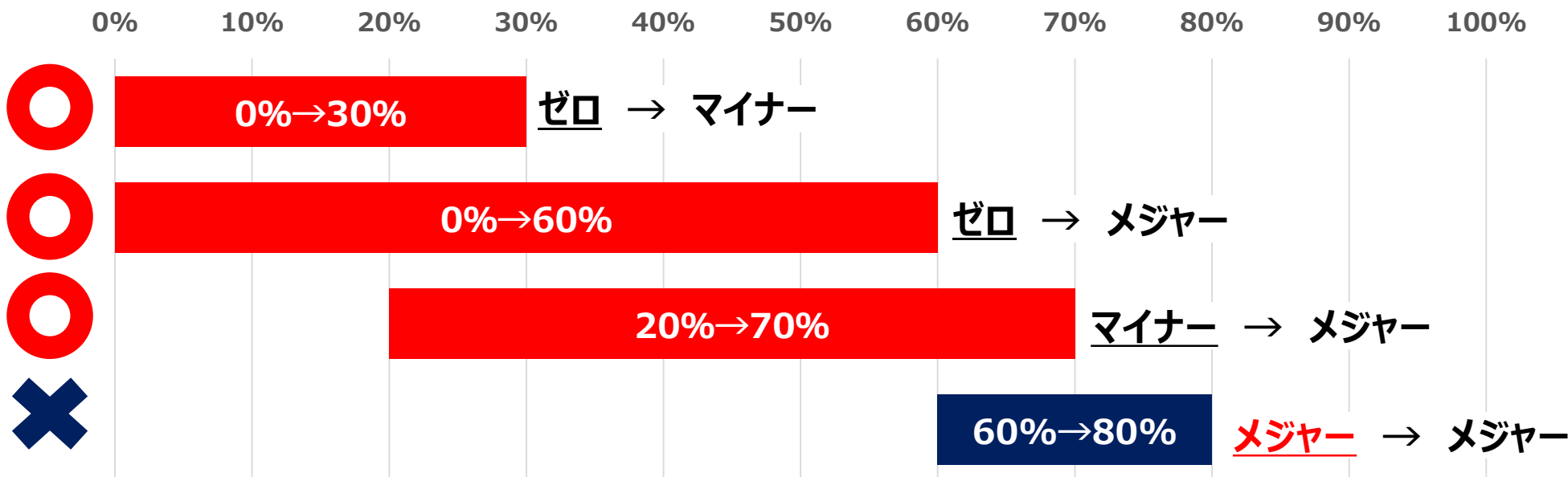
(参考)

- 所得控除の上限額は、**1件あたり、25億円**（1回の払込みの額のうち100億円までが税制対象。）
- **一事業年度内あたり、125億円まで**（同じ事業年度内の出資額の合計は500億円まで（1回の払込みの額が100億円を超える案件は100億円として計算）がその年度における税制対象。）が対象。

M&A（50%超の株式取得）の扱い

- 本税制では、マイノリティ出資に加えて、スタートアップ企業の株式を50%超取得する行為（いわゆるM&A）も対象となります。
- 一方、既に50%を超える株式数を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資は、既に子会社である企業に対する支配強化であるため、本税制の対象外となります。
- また、出資前の自社の株式数保有比率が50%以下であっても、他の法人と合わせた株式数保有比率が合計3分の2以上の場合は、本税制の対象外となります。

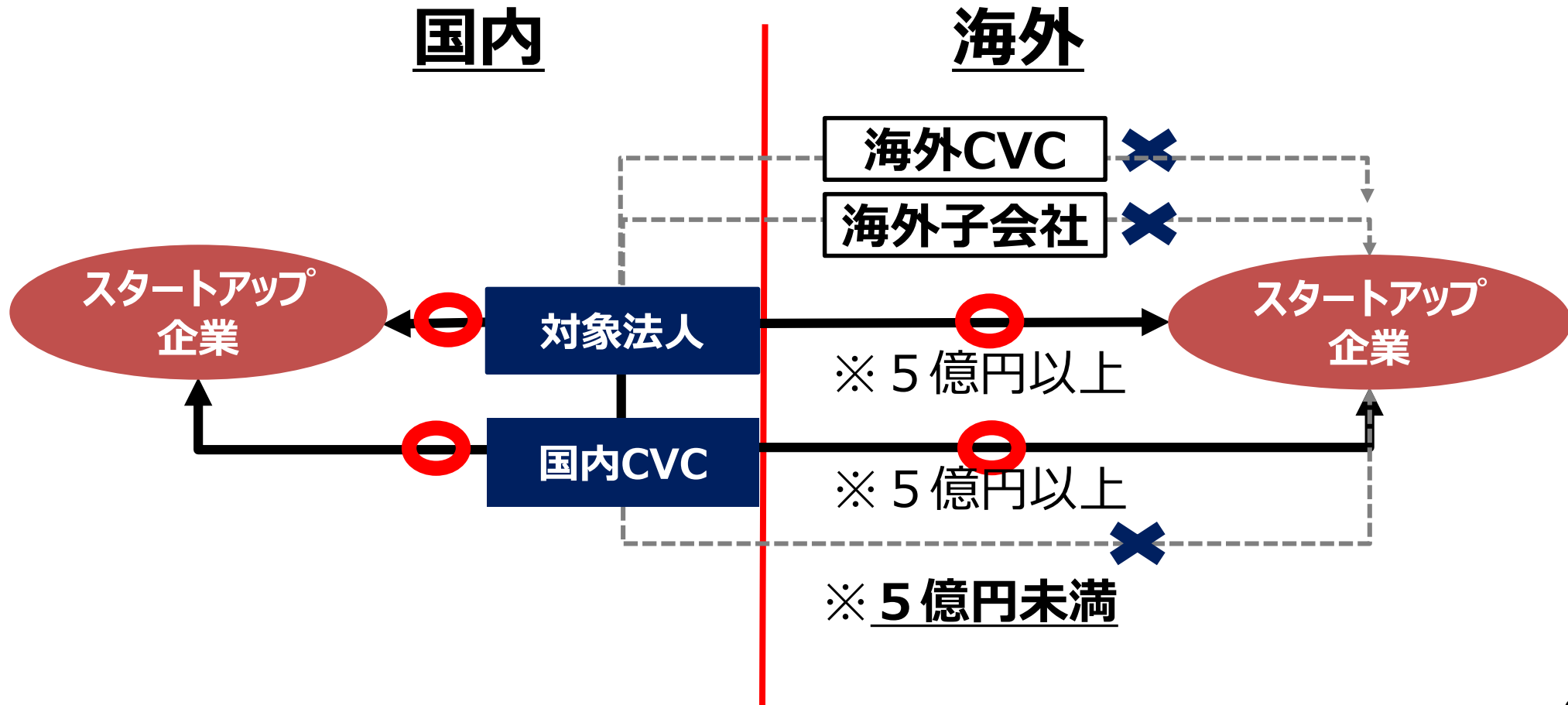
<スタートアップ企業の株式取得のパターン>



※スタートアップ企業への出資割合は「株式の総数」で判定します。

海外スタートアップ企業への出資の扱い

- 本税制では、海外のスタートアップ企業への出資も対象となりますが、1件当たりの出資額は一律5億円以上である必要があります。
- ただし、出資者は国内の対象法人又はその国内CVCである必要があります。

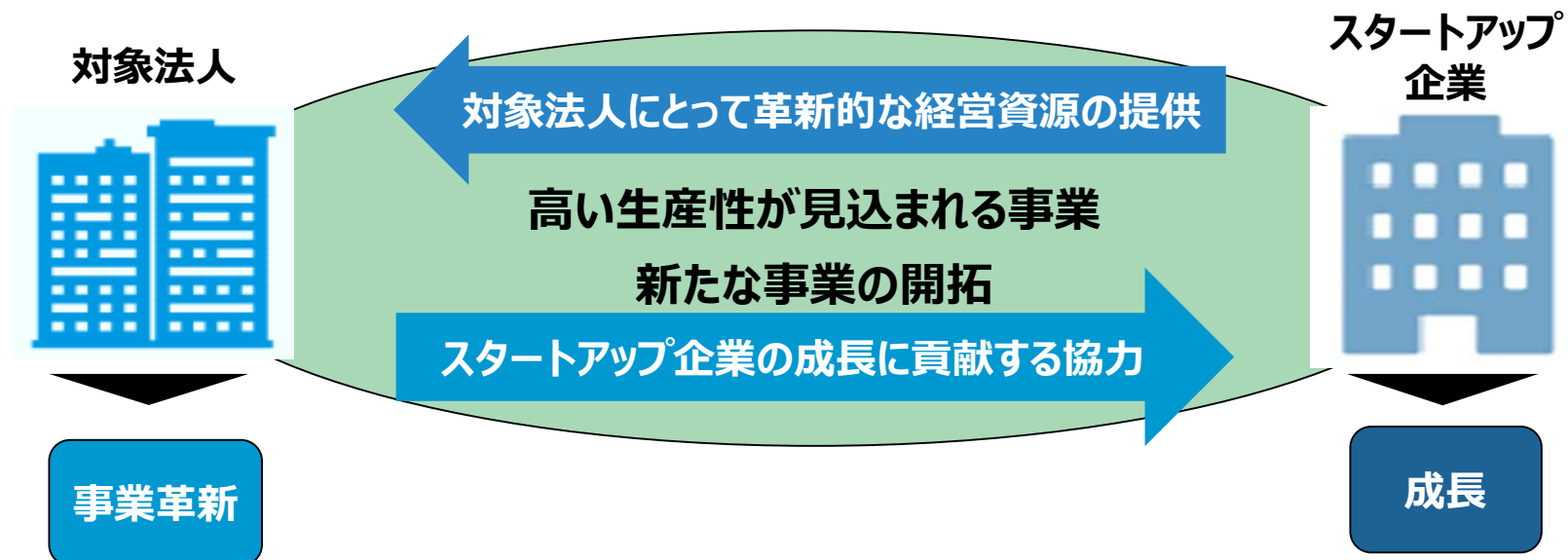


オープンイノベーション要件の確認

③出資行為

- 本税制でいうオープンイノベーションとは、対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動をいいます。具体的には、以下の3点を満たすことが必要です。

- ① 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること



特別勘定の経理と出資後5年間にわたる特別勘定の扱い

④申請手続

- 本税制による所得控除を受けるためには、対象となる取得株式（特定株式）の25%以下の金額を、**特別勘定として経理**する必要があります。
- また、本税制は、スタートアップ企業との継続的なオープンイノベーションを目的として行う対象法人の出資に対して税制上の支援を行うものであるため、対象法人は、その株式取得の日から**5年間は特別勘定を維持する必要**があります。
- このため、5年以内に対象法人が**任意に特別勘定を取り崩した場合**、その取り崩した金額を、取り崩した事業年度の税務申告において**益金算入する必要**があります。
- このほか、5年の間に対象法人がスタートアップ企業との**オープンイノベーションを継続していると認められない等の場合**にも、特別勘定を取り崩さなければならず、その取り崩した金額を、取り崩した事業年度の税務申告において**益金算入する必要**があります。

(参考) オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合 (所得控除分の取戻しが行われる場合)

④申請手続

- オープンイノベーションの継続が確認できない等の理由により特別勘定を取り崩さなければならない場合とは、以下のとおりです。ただし、例外的に一部取崩しを認める場合があります。

- ① 対象法人の青色申告書の提出の承認が取り消された／青色申告取り止めの届出を行った
- ② 対象法人が連結法人から単体法人に移行したことにより、青色申告書の提出ができなくなった
- ③ 対象法人が単体法人から連結法人に移行した※ 1
- ④ 対象法人が、自身を子法人とする税制非適格の株式交換・株式移転を行った※ 2
- ⑤ 対象法人が税制非適格の合併をされ、合併法人に対象である取得株式を移転した
- ⑥ CVC経由で出資しており、CVCの出資比率に変更が生じた
- ⑦ 対象法人又はスタートアップ企業が解散した※ 3
- ⑧ 経済産業大臣からの継続証明書が交付されなかった
 - オープンイノベーション要件を満たさなくなった
 - 虚偽の申請が行われた
 - 変更等の所要の手続きを行わなかった
- ⑨ 対象である取得株式を売却した※ 3
- ⑩ 対象である取得株式の帳簿価額を減額した※ 4
- ⑪ スタートアップ企業から配当を受けた

※ 1 法人税法上時価評価の対象となる単体法人である場合に限り、ただし、特別勘定が1,000万円未満である場合は取崩す必要はありません。

※ 2 税制非適格であっても、100%親子関係がある場合の株式交換・株式移転は除かれます。また、特別勘定が1,000万円未満である場合は取崩す必要はありません。

※ 3 対象法人が合併法人としてスタートアップ企業を吸収合併した場合を除きます。

※ 4 分割型分割及び株式分配によるものを含みます。

3月末決算企業における税制利用申請フロー（例）

④申請手続

- 本税制の利用に必要な証明書は、対象法人の**事業年度終了後にまとめて交付**しますので、特段の事前手続は不要です。事業年度末にまとめて申請してください。
- ただし、申請から**証明書の交付までには最大60日**が必要である点にご注意ください。
- **オープンイノベーション要件を満たすか否か**を事前に確認されたい場合は、経済産業省までご相談いただければ、**都度回答**いたします（回答には最大30日間いただきます）。
- なお、所得控除を行った翌事業年度以降も、5年間、引き続きスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けて取り組んでいることを毎事業年度末に経済産業大臣に報告し、継続証明書の交付を受ける必要があります。

